

京都市バス・地下鉄事業経営健全化有識者会議設置要綱

（設置）

第1条 本市バス事業及び地下鉄事業の極めて厳しい経営状況を踏まえ、同事業の経営健全化策について提言を行うため、京都市バス・地下鉄事業経営健全化有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、本市バス事業及び地下鉄事業の経営健全化計画の策定及び推進その他経営健全化の観点から必要と認められる事項に関して提言を行う。

（組織）

第3条 会議は、委員10名程度をもって組織する。

2 委員は、学識経験のあるものなどから、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

（座長及び副座長）

第5条 会議に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により定めるものとする。

3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 座長は、会議を招集し、会議の議長を務めるものとする。

2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の専門的知識を有する者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

（会議の公開）

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、座長が公開することが適当でないとする場合はこの限りでない。

2 公開の方法は、会議の傍聴を認めることによることとし、会議の円滑な運営を期するため傍聴に関する要綱を別に定める。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、交通局企画総務部企画課において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日）

この要綱は、決定の日から施行する。